



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸中央支部

広報委員 河田広幸

2023(令和5)年分の確定申告の注意点

個人事業者が消費税や所得税の確定申告をする時期になりました。免税事業者だった個人事業者がインボイス制度を契機にインボイスの発行事業者になった場合、今年から消費税の確定申告・納税が必要になります。また、所得税の面では「業務上の費用」と「家事費・家事関連費」との区分に注意が必要です。

免税事業者がインボイス発行事業者になった場合

インボイス発行事業者になった登録日から2023年12月31日までの期間につき、消費税の申告・納付が必要です(期限は24年4月1日まで)。その際、免税事業者だった9月30日以前の取引と、課税事業者となった10月1日以後の取引が正しく区分されているか確認しましょう。

インボイス制度の緩和措置「2割特例」とは

インボイス制度を契機に免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者には業種にかかわらず、売上税額の一律2割を納税額にできる緩和措置「2割特例」があります。売上税額から8割を差し引いて納税額を計算するもので、多くの場面で適用した方が有利といえます。2023年10月1日に登録を受けた個人事業者の場合、23年分の申告から26年分の申告までの計4回適用できます。

所得税の確定申告の注意点

個人事業者の場合、仕入代金や従業員給与、広告宣伝費等の業務上の「必要経費」と業務に関係のないプライベートの支出「家事費」があります。家事費は必要経費と認められないため、明確に区分する必要があります。また、店舗併用住宅や自動車の諸費用など、必要経費と家事費が混在する支出は「家事関連費」になり、合理的に^{あんぶん}按分するなど明確にすることで必要経費と認められます。

【家事費の例】

- 事業主自身や家族の生活費(家族との食事代など)
- 娯楽のための費用
- 医療費(医療費控除の対象)
- 家族に支払う家賃・給与(青色専従者給与を除く)
- 事業主自身の生命保険料(保険料控除の対象)
- 自宅の火災保険料、自宅の修繕費、自宅の住宅ローンの利息

【家事関連費の按分例】

損害保険料、減価償却費、修繕費、固定資産税、火災保険料など→面積割合、使用頻度、使用時間などで按分
水道光熱費、電話代、インターネット料→使用時間、使用頻度などで按分

参考文献:「事務所通信2024年2月号」(TKC出版)

